
平成21年第2回大和町議会定例会会議録

平成21年3月19日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝 君
教 育 長	堀籠 美子 君	産業振興課長	遠藤 幸則 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	都市建設課長	高橋 久 君
総務 まちづくり 課 長	千坂 正志 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二 君
税 務 課 長	佐藤 成信 君	教育総務課長	瀬戸 善春 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	生涯学習課長	横田 隆雄 君
環境生活課長	高橋 完 君	総務まちづく り課まちづく り 対 策 官	千葉 恵右 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	書 記	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

【議事日程】

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「委員長報告（平成 2 1 年度各種会計予算の審査結果について）」
- 日程第 3 「議案第 2 8 号 平成 2 1 年度大和町一般会計予算」
- 日程第 4 「議案第 2 9 号 平成 2 1 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 5 「議案第 3 0 号 平成 2 1 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 6 「議案第 3 1 号 平成 2 1 年度大和町宮床財産区特別会計予算」
- 日程第 7 「議案第 3 2 号 平成 2 1 年度大和町吉田財産区特別会計予算」
- 日程第 8 「議案第 3 3 号 平成 2 1 年度大和町落合財産区特別会計予算」
- 日程第 9 「議案第 3 4 号 平成 2 1 年度大和町奨学事業特別会計予算」
- 日程第 1 0 「議案第 3 5 号 平成 2 1 年度大和町老人保健特別会計予算」
- 日程第 1 1 「議案第 3 6 号 平成 2 1 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
- 日程第 1 2 「議案第 3 7 号 平成 2 1 年度大和町下水道事業特別会計予算」
- 日程第 1 3 「議案第 3 8 号 平成 2 1 年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
- 日程第 1 4 「議案第 3 9 号 平成 2 1 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
- 日程第 1 5 「議案第 4 0 号 平成 2 1 年度大和町水道事業会計予算」
- 日程第 1 6 「議案第 4 7 号 町有財産の処分について」
- 日程第 1 7 「議案第 4 8 号 平成 2 0 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 1 8 「諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」
- 日程第 1 9 「諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」
- 日程第 2 0 「同意第 7 号 副町長の選任について」
- 日程第 2 1 「委員長報告（平成 2 0 年 請願第 1 号「公共公益施設用地の早期取得に関する請願書」）」
- 日程第 2 2 「議員の派遣について」
- 日程第 2 3 「所管事務調査の申し出について」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午後 3 時 3 5 分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、予算特別委員会でお疲れでしょうが、ただいまから本会議を開催させていただきますので、もうしばらくの間、頑張ってくださいと思います。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番上田早夫君及び13番大友勝衛君を指名します。

日程第2「委員長報告」（平成21年度各種会計決算の審査結果について）

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、委員長報告。

本定例会において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成21年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長中山和広君。

予算特別委員会委員長 （中山和広君）

報告いたします。

今定例会において、去る3月9日、本特別委員会に審査を付託されました平成21年度一般会計及び11の各種特別会計並びに水道事業会計につきましては、予算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査し

た結果、原案のとおり決するものと決定いたしましたので、ここにご報告をいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行いたいと思います。

日程第3「議案第28号 平成21年度大和町一般会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、議案第28号 平成21年度大和町一般会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。反対討論、1番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

21年度の一般会計予算についての反対をする討論を行います。

21年度、今年度の予算の中に、早期操業を促進するための条例に基づき早期操業補助金、2年間で1億5,000万円、1年にすると7,500万円が計上されております。この額、商工振興費1億2,000万円の中の40%、そして昨年に比べますと7,700万円この金額が多いわけですが、そのうちの7,500万円を占めるということで、かなりの額を占めるものでございます。私も、企業が操業して、そして雇用面で前進をすることを期待する者ではございますが、質疑の中でもお話をしましたが、操業するかどうかはあくまでも企業の都合によるものであると思われま。本日も、大衡村進出の自動車の部品メーカーが操業を延期するというニュースがあったようでございます。逆にこのような奨励金によって、もしも事業を左右されるような企業というものであったとしたら、逆に心もとないものでございます。厳しい町の財政運営の中で、町を活性化させるのであれば、企

業誘致に頼ることなく、地元の自力をつける必要があるのではないかということ、そして、時限の条例をつくって、町の財政から期限を切ったその予算化、そのことによってどのくらい事業の操業が早まるか、まずはそのことの町への経済効果がいかにどのものか、公金を支出するというのに疑問が残り、反対を表明するものでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

次に、本案に賛成討論の方、発言を許します。11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

議案28号 平成21年度大和町一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

21年度の予算につきましては、第4次総合計画の初年目、あるいは懸案でありました新庁舎建設、いわゆる本番という大和町にとって節目となる今年の予算編成であり、対前年比 3.9%増の総額86億 5,600万円の提案でございました。

歳入につきましては、町税、これにつきましては現下の経済低迷、景気失速、これらを勘案をいたしまして、前年比2億 3,500万円の減の31億 9,900万円。地方交付税18億 9,300万円、地方譲与税初めその他の交付金6億円、国・県支出金9億 5,300万円、庁舎建設基金等の繰り入れが6億 1,150万円と算定をいたしまして、不足する9億 8,670万円を町債に依存するという形でございますけれども、そのうちの半分が新庁舎建設部分、財政を圧迫している高金利地方債の繰上償還措置である借りかえ債に1億 860万円、純然たる財源不足を補う臨時財政対策債3億 430万円という内容ですから、大型事業を抱えている中では、やむを得ない歳入構成と考えた次第でございます。

歳出面については、総務費の新庁舎建設事業費11億 1,324万円を初め、民生費においても子育て支援強化策を盛り込み、前年度対比で1億 2,500万円を増額、その他地球環境対策、企業支援方策として新エネルギー普及促進制度の創設、立地企業の早期操業を促すための措置等々を講じております。

ただいまの反対討論の中で、早期操業の時限条例であります 7,500万円の2カ年、これは余り賛成しかねるというふうなことでございましたけれども、振り返ってみれば、昨年6月の、もう既に当該企業が立地を決めていた段階で条例改正をしてしまったというふうなことで、これは早期に操業していただくためにやむを得ない措置ではなかったのかなというふうに考えるものでございますし、その他、地域産業活性化策なり、道路新設改良あるいは維持修繕等、整備費を計上されてございます。教育関係においても、課題であった学力向上のための施策や米飯給食の充実が盛り込まれておりますし、町民の民生安定、福祉増進のために、黒川地域行政事務組合初め、国保、介護会計、上下水道等、整備のための負担出資、繰り出し等、これは20億円という高額な金額、その他各般にわたり必要な施策が、限られた財源の中でよく精査された内容で措置されておりますし、評価できるものと私は考えたものであります。

特に、新庁舎建設関連では、入札執行残の2億4,600万円余り、これを留保した当初予算で、無理のない編成と受けとめた次第でございます。

この歳入歳出総額86億5,600万円、この数字の意味を考えてみますと、86億円ですから、私は、未来に向かって「8・6」ですから「発展をもくろむ」と考えた次第で

す。5,600万円につきましては、「5」ですから、これは漢字の「五」に「にんべん」

をつけると組とか仲間という意味になるんだそうございまして、これは、言いかえれば「町民総参加」と。「6」につきましては、昔の時刻の中に、いわゆる卯の刻、明六つという時をあらわすあれがあったわけなんです。これは「夜明け」でございます。したがって、「将来の大和町の発展をもくろんで、いわゆる町民総参加で夜明けに向かって突き進む」、そういうふうな受けとめたところでございます。

ただ、しかしながら、本定例会会期中の3月13日でしたか、財政シミュレーションの結果、県財政が、再来年の11年度に財政再生団体へ転落するというショッキングな情報も流れたところでございますので、本町においても、ひとつ転ばぬ先のつえ、町の財政の中期見通しを早急に策定しながら、さらなる行政改革のもと、健全財政運営と緊喫の行政課題に果敢に取

り組まれることを強くご期待を申し上げまして、平成21年度一般会計予算に賛成するものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第29号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第4、議案第29号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第30号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第30号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。反対ですか、賛成ですか。（「賛成討論」の声あり）反対はおりませんか。（「なし」の声あり）じゃあ賛成討論、16番桜井辰太郎君。

1 6 番 （桜井辰太郎君）

それでは、議案第30号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について、賛成の立場から私は討論をいたします。

世界に例を見ないスピードで高齢化社会を迎える我が国、介護が必要になっても安心して自分らしく暮らせる老後は、だれもが望んでいるところでもあります。本町においても、介護保険が始まった平成12年の高齢化率は17.9%でありました。平成20年度においては20.4%と確実に高齢化は進んでおります。社会全体で支え合っていくことがますます重要なことになっております。

こうした中、本町の平成21年度予算は、総額12億 5,911万 6,000円と、前年より1億 5,158万 7,000円多い予算となっております。今回の予算では、介護報酬改定に伴う負担を軽減するために、「介護従事者処遇改善臨時特例基金」を設け、保険料の急激な上昇の抑制を図り、また、寝たきりにならない元気な高齢者社会の構築に向け、予防重視型事業を行うため各種施策を取り入れ、予算化しておるところでもあります。このことについては評価をいたします。

今後とも厳しい財政状況の中ではありますが、介護予防事業や支援体制の充実に努め、高齢化に伴うこの取り組みに各種施策の推進を図っていただくよう期待し、そして私の賛成の意をあらわすわけであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第31号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第31号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第32号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第32号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第33号 平成21年度大和町落合財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第33号 平成21年度大和町落合財産区特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第34号 平成21年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第34号 平成21年度大和町奨学事業特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第35号 平成21年度大和町老人保健特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第35号 平成21年度大和町老人保健特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第36号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第11、議案第36号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計予算
について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第37号 平成21年度大和町下水道事業特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第12、議案第37号 平成21年度大和町下水道事業特別会計予算につ
いて討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第38号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第13、議案第38号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計予
算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第39号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、議案第39号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第40号 平成21年度大和町水道事業会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、議案第40号 平成21年度大和町水道事業会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第47号 町有財産の処分について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、議案第47号 町有財産の処分についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、新たに配付されました議案書をお開き願います。

議案書の1ページでございますが、議案第47号 町有財産の処分について。

下記の町有財産を、トヨタ自動車東北株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以前の議会におきまして、トヨタ東北のエンジン工場新設用地といたしまして、トヨタ東北と旧TOTO株式会社の敷地の間にございます町道用地を廃止をいたしまして、処分をする内容でございます。

2番目の処分する財産につきましては、地番を付しまして松坂平五丁目2番2、雑種地、1,098.21平方メートル、同じく松坂平五丁目3番4、雑種地、6,717.03平方メートルの合計7,815.24平方メートルを売却の7,268万1,732円をもってトヨタ自動車東北株式会社へ売却するものでございます。

恐れ入りますが、議案第47号関係説明資料というのを別添でお配りをさせていただきますいております。

ご説明の前に、2ページと3ページについては既にご承知おきかと思っておりますが、2ページにつきましては、今回の売却地の位置図、それから3ページにつきましては、そちらの区域図ということでお示しをさせていただきます。

こちら1ページになってございますが、先ほどの内容部分、改めて記載しておりますが、右側から2行目に単価という形で記載をいたしております。こちらは平方メートル当たり9,300円で売却をするというものでございます。

この単価の設定の経緯でございますけれども、こちらで処分をするという形になりました後に、まず面積、道路の廃止の工事を行い、面積の確定を行いまして、その確定後に、町内にあります公共用地の価格審査委員会

に価格の審査を付しました。審査会は2月3日に開催されまして、担当事務局でございますが、町で道路用地等々、買収をする際に、いろいろ価格設定の際には不動産鑑定等もかける部分もございますが、そういった方法に準じた形といたしまして、いろんな手法ある中から取引事例比較法を採用いたしまして、近年の周辺の売買事例と、それからこの売却地の周辺に標準画地を設定し、その価格が現時点では幾らぐらいになるのか、あと、その価格を算定した後に、今回の対象地の形状、高さ、そういったもの等と比較しまして係数を出しまして、そちらを乗じて9,300円という算出を行ったところでございます。

委員会の中におきましては、今回、町道廃止に伴いまして、トヨタ東北自動車から廃止に伴う工事費等々の負担をいただいておりますので、周辺の買収事例地から、その負担をいただいた金額を差し引いた金額でどうかという部分の比較もさせていただいて、今回算定した金額に大きな差異はないということで、9,300円という単価をトヨタ自動車東北の方に2月13日に提示をさせていただきまして、トヨタ自動車東北内部それから本社の協議を経まして、2月末に提示をさせていただいた価格で了解いたしましたという回答をちょうだいし、その後、3月5日付で仮契約を行い、本日の議案とさせていただいたものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

今の説明で大体理解したんですが、昨年でしたか、いわゆるトヨタから依頼をされた再造成への事業費があったわけですね。町でやった再造成事業費、これと全くイコールですか、そこだけ。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

再造成に伴いまして、町道の廃止経費それから水道管の埋設の減耗等々の費用につきましては、最終的に 2,323万円ほどのご負担をちょうだいいたしてございます。隣接の用地等々を取得した価格に面積を乗じましてこの 2,323万円を差し引いた金額と、9,300円を乗じた金額がほぼ差異ない状況ということで、算定をした内容については妥当ではないかという内容になった次第でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第48号 平成20年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第48号 平成20年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、先ほどの議案書の2ページをお願いいたします。

議案第48号 平成20年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

150万 8,000円を減額をいたしまして、92億 879万 7,000円とするものでございます。

内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございまして、第2条といたしまして、繰越明許費の追加を記載させていただいております。

それでは、4ページをお願いいたします。

明許繰越に追加をするものにつきましては、6款1項のくろかわ商工会割増商品券発行事業費の300万円でございます。

それでは、別冊の事項別明細書をお願いいたします。

3ページをお開きいただきます。

歳入でございますけれども、まず、先ほど議決を賜りましたトヨタ自動車東北への土地売払収入といたしまして、7,268万 1,000円を追加をいたしまして、21款諸収入の雑入でございますが、基金からの繰入金の繰り戻し措置を100万円単位で丸めるという措置の関係上、その他の収入での調整と、それから、先ほどありましたトヨタ自動車東北関係で、町道の整備事業費といたしまして水道事業会計の方で既に補正をしていただいておりますが、資産の減耗計算について最終チェックをいたしましたところ、450万 8,000円少ない金額をちょうだいすることでオーケーだという結論がございましたものですから、その収入部分を減じた内容でございます。財産売払収入と雑入の集計の差の部分として6,900万円を、財政調整基金からの繰り入れを減じる措置を行うものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長 （遠藤幸則君）

4ページの方の歳出でございます。

6款1項2目商工振興費19節の補助金300万円につきましては、先ほど代表質疑の中でも町長の方から申し述べたとおり、今回の定額給付費に合わせた部分として、追加部分として通常分200万円プラス販売促進助成費という形での100万円、合わせて300万円を繰り越しをして、21年度に合

わせた形で 400万円プラス 100万円の中での事業展開を図ろうとするものでございます。

なお、くろかわ商工会の方との協議の中で、例年、割増商品券、7月の発行でございましたが、定額給付金の時期と合わせて 5月に発行するよ
うな形での準備を今進めているような状況になっております。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、7款土木費2項1目道路新設改良費の22節補償金につきましては、松坂平3号線のトヨタ東北株式会社に売却する土地に係る水道管撤去補償費でございますが、9月補正時点におきまして撤去及び埋め戻しされる水道管の資産減耗分、これにつきましては概算により算出したしまして、1,059万7,000円ということで予算化しておりましたが、このたびトヨタ東北様に請求するに当たり、詳細にその残存価格を算出いたしましたところ608万9,000円となりましたことから、その差額でございます450万8,000円の減額をお願いいたすものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

歳出の、今、商工費として300万円増額なるということですが、この前の2月17日の臨時議会の折、馬場議員の方から割り増しの増額はないのかというような質問の中で、町長は、一切その辺は考えていない、今までどおりであるというような答弁をいただいたと私記憶しておるんですが、この1カ月間の中にどのような変化があってこうなったのかご説明をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

割増商品券でございます。前回ご質問いただきました。そのときに、大和町では、これまでもこの定額給付にかかわらず、割り増しをやっておったという経緯がございました。そういった中で進めておったところでございます。ほかで始まったときに、ああ、大和町の方が先行しているなというふうな思いがございました。そういった中で、次年度、要するに新年度に向かってのその定額給付という形で町としてまず基本的には考えておったところでございます。その後、商工会関係者、そういった方々からのいろんなお考え、ご要望等々あった中で、それでは特徴あるものをどうやって出そうかと、出した方がいいんじゃないかという形になりました。

私どもとすれば、そういった形で以前から割り増しについてはやっておりましたので、その後こういった提案が商工会の方から出てくるかということも思っておったところでございますが、今回、その割り増しの 2,000 万円を倍額にして 4,000 万円をすることによって消費をふやしたいという思い、また、先ほど代表質疑でもございましたけれども、その割増率につきましても、くろかわ商工会大和支部として特徴を出したいというご要望等々もあったということでございます。町といたしましても、その辺を勘案した中でそういった協力体制をとって、そして大和町全体の購買意欲、そういったものを上げよう、そしてそのことによって商売が、商店街の人が元気になる、ひいては町の活性化につながるという判断の中で今回こういった形をお願いをしたところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

私も、この定額給付金がなされるというときに、やはりほかの地区でもいろいろ割増券が発行されるというので、町の方でいろいろ助成するとい

うような新聞等々もあったわけでございます。それで、2月17日の馬場議員の質問のとき、私もそれにならってしてほしいなと思っておったんですが、町長の答弁は、余りいい答弁ではなかったように記憶をしておるんです。ですから、やはりこういうことをやるのであれば、やはり早い時期に決めて、ほかより早く出せば、もっとそのありがたみも増すのではないかなと私いつでも思っているんですけども、もし決定をなさるのであれば、やはり早目にいろんな決定をしてもらいたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

早目の決定ということであれば、平成16年に大和町はどこよりも先に決定をしておったというふうにご理解をいただきたいと思います。そういった中で、16年から継続的に実施しておりました。

また、こういったことにつきましては、町から提案することももちろん必要でございますけれども、商工会なり事業者の方なり、そういった方がやる気があって、こういうことでというものがあって、お互いの話し合いの中でそういったものが成り立っていくんだというふうに思っております。町から、これをやったらどうですか、これをやったらどうですかと言ってできるものももちろんあるかもしれませんが。お互いの提案なり、そういった事業者の方々、商工会なりのご提案とかそういったものがあつた中で進めていった結果、今回こういうふうになりましたので、よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませかん。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですかこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

諮問第1号でございます。人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定におきまして議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、佐藤京子。生年月日、昭和〇年〇月〇日でございます。

別添の議会説明資料をごらんいただきたいというふうに思いますが、佐藤京子さんにつきましては、現在も擁護委員の職についていただいているところでございます。任期满了の中で、再度推薦をいたしておるところでございます。これまでの佐藤さんの学校での教師としての実績、また、その後退職されてからの地域での活躍、そして人権擁護委員として今回務めていただきました実績の中から、引き続き人権擁護委員として皆様方にご推薦をいただきたいということをお願いしているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
暫時休憩します。
ただちに全員協議会を開きます。

午後4時17分 休 憩
午後4時19分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）
再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。
本案は、お手元に配りました意見のとおり適任と認める答申をしたいと思
います。これにご異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、お手元に配りましたとお
り適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第19「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 （大須賀 啓君） 日程第19、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につ
き意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

諮問第2号でございます。先ほどと同じく人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことにつきましてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規
定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、山田祥子。生年月
日、昭和〇年〇月〇日でございます。

別添の資料2ページをごらんいただきたいと思ひます。

今回、この山田さんにつきましては、当町の人権擁護委員、現在5地区より各1名の推薦をしているところでございます。宮床地区は、もみじヶ丘、杜の丘団地の人口が急増していることから、団地の中から身近な相談委員として1名の増員が今回認められましたので、今般、その地域からご推薦をするということでございます。

山田祥子さんにつきましては、〇〇〇〇高等学校を卒業をされ、民間会社〇〇〇〇株式会社にお勤めをなされておりました。ご結婚等々で退社をしておられるところでございます。〇年間、その民間企業で働きになりまして、各部署といたしますか、総務、人事、給与・労務担当等々をやっておられております。退職されておるわけですが、今後、地域のためにこれまでの経験、そういったものを生かしてご活躍いただけるということでございまして、人権擁護委員として適任ということで今回新しくご推薦をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

ただちに全員協議会を開きます。

午後4時22分 休 憩

午後4時23分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり適任と認める答申をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、お手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第20 同意第1号 副町長の選任について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第20、同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。

ここで総務まちづくり課長千坂正志君の退場を求めます。

〔総務まちづくり課長千坂正志君 退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

同意第1号でございます。副町長の選任についてでございます。

下記の者を大和町副町長に選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、千坂正志。生年月日、昭和〇年〇月〇日でございます。

別添の資料をごらんいただきたいと思います。

千坂正志課長につきましては、昭和〇年〇月に〇〇〇〇高校を卒業後、大和町に事務吏員として奉職されまして、以来教育委員会、出納課、総務課、農林商工課、農林課、また企画調整課、水道課、商工課、保健福祉課、教育総務課、総務課等々の職場で働いておられます。課長の経験も豊富でございまして、皆様ご承知のとおりでございます。そのように経験してまいりました豊富な行政経験とすぐれた識見を有しておりまして、地域住民の信頼も厚く、地方分権が進展し、地方自治体を取り巻く環境がますます厳しくなる状況下において、今後直面する行政課題等に適切に対処し、当町の発展と住民の福祉の向上を進めていく上で、副町長に最適任として議会の同意を求めるものでございます。

副町長職につきましては、今年度不在でございました。この間、議員の皆様方には何かとご心配をいただき、また、副町長不在の中でご迷惑をおかけしたこともあったんではないかというふうに思っております。今回、このように同意案件として副町長につきまして提案をいたしておるところでございますが、私も、これまで副町長、助役いろいろ協力をいただいた中でやってきたところでございますが、やはり副町長、地元の人、または大和町をよく知っている人、そして役場庁内、庁舎内、町政、そういったものを知っている人が適任であるだろうというふうに考えておったところでございます。

また、大和町は、これからさらに大きく前進しようとする大事な時でもございま

す。今こそ、この役場庁内はもちろんでございますけれども、大和町全体が一致団結をして、この大事なとき、この時期を乗り切っていかなければいけないというふうを考えております。今、その和といいますか、そのことが非常に大切であるというふうを考えておるところでございます。そういったことを踏まえました中で、千坂総務まちづくり課長であれば、役場職員も一致団結してこの大切な時期に立ち向かえると、このように確信をしておりますし、そのことが大和町のさらなる発展につながっていくと考えておりました、副町長に千坂課長、最適任であると考えまして提案をさせていただきます。

大和町は、大きな和の町でございます。「和を以て貴しとなす」という言葉がございますけれども、まさに大和町、大きな和を以て貴しとなすのこの気持ちを持ってこれからも町政に取り組んでまいりたいというふうに思って考えた中での提案でございますので、どうぞ議員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に13番大友勝衛君及び14番中川久男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検を願います。

〔投票箱点検〕

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

13番大友勝衛君及び14番中川久男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 16票

反対 1票

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開場〕

総務まちづくり課長千坂正志君の入場を求めます。

〔総務まちづくり課長千坂正志君 入場〕

日程第21 「委員長報告」

議長 (大須賀 啓君)

日程第21、委員長報告。

平成20年、請願第1号 公共公益施設用地の早期取得に関する請願書を議題とします。

ここで15番中山和広君の退場を求めます。

[15番中山和広君 退場]

本件に関し、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長大友勝衛君。

産業建設常任委員会委員長 (大友勝衛君)

それでは、皆さんに配付のとおり、朗読で報告を申し上げたいと思います。

請願審査報告書

本委員会は、平成20年12月19日に付託された請願について審査の結果、別紙のとおり決定しましたので会議規則第94条の規定によりご報告をするものでございます。

この案件につきましては、吉岡南第二土地区画整理組合から提出されたものでありまして、公共公益施設用地の早期取得に関する請願ということでございます。

審査の経過、内容等についてご報告申し上げます。

審査の経過としまして、平成20年12月19日、12月定例会において産業建設常任委員会に付託をされたものでございます。

平成21年1月15日、都市建設課より大和町吉岡南第二土地区画整理組合の概要等についての説明審査をいたしました。

平成21年1月29日、総務まちづくり課及び財政課より大和町吉岡南第二土地区画整理事業内の公共公益施設用地等について説明を受け、請願場所の現地調査、さらには大和町吉岡南第二土地区画整理組合より保留地の販売状況、さらには現状と課題について説明を受けました。

2月9日、都市建設課より大和町吉岡南第二土地区画整理組合設立認可申請の経緯、さらには土地利用計画の変更等について説明、審査をいたしました。請願についてのその後協議をいたしました。

2月17日、その協議に基づいて請願について、さらに進め方、あるいは結論についての協議を行っております。

2月23日、3月定例会の委員長報告についての最終的な協議をいたしております。
その結果について、本日、報告をする内容でございます。

委員会の意見としまして、平成20年12月19日に付託された本件については、当委員会において関係課並びに請願者である大和町吉岡南第二土地区画整理組合から意見を聞くとともに、現地調査を行い、慎重に審議をいたしました。

今回の請願は、2区画の土地を、平成20年12月を目途に取得されたいという内容でございました。

まず、請願された土地が「公共公益施設用地」として位置づけられていることは町も承知をしておりますが、具体的に用地取得を確約する公文書は見当たらず、現時点における町の土地利用計画もない状況であります。

しかしながら、この区画整理事業は将来を見据えたまちづくり計画にのっとった事業であり、計画段階から土地利用計画、用途指定について町が関与し進めてきたものであり、組合としては、町が取得するものとして事業計画を進めている状況でございます。

以上のことから、既に新庁舎用地として取得した区画の残地、街区番号91-1-2、面積7,272.53平方メートルについては、もともと1区画であった土地であり、長期的な展望の中での土地利用を検討し、取得すべきものと結論をしたものでございます。

一方、街区番号65-5、面積 3,400.60平方メートルについては、保育所用地として位置づけられてはおりますが、現時点で保育所用地もしくはその他公共施設用地として利用する計画はなく、早期に取得することは難しいものと考えます。

また、取得時期に関しては、請願された平成20年12月目途は不可能であり、組合事業期間内での取得をすべきものと考えます。

よって、街区番号65-5の土地取得を除いた一部採択とするものでございます。

なお、組合においては、保留地販売等にさらなる自助努力を期待するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。2番松川利充君。

2 番 (松川利充君)

1点お尋ねをしたいと思います。

街区番号65-5、面積約0.34ヘクタールでございますが、この区画整理を進めてかなり年数がたっているんですが、その0.4ヘクタールの、この意見書を見ますと、公共用地としての利用計画はないと、こういうことでございますが、本件のその審査の過程の中で、どのような議論がなされてこういう意見に達したのか、それをお伺いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

委員長大友勝衛君。

産業建設常任委員会委員長 (大友勝衛君)

まず、その面積につきましては、まずもって今現在の吉岡南第二土地区画整理事業の事業計画書、これは平成13年9月につくられております。その中での公益施設の整備計画ということでまず学校、それについては、小中学校は地区外の吉岡小学校及び吉岡中学校を利用すると。その他の公益施設用地としまして、それについては、公益施設用地として約2,700平方メートルを確保し、当事業の進捗に合わせ施設整備の推進を図るものとする。今ご質問の土地について、公益施設用地としての正式な事業計画書の中には明記されていないと、まずそういうことでございます。

それに関連して、今現在、この公益施設の用地のあり方あるいは種類等についての位置づけ、あるいはその区画整理をする事業の中での標準的なそれを勘案しなきゃならない建物等については、吉岡地区の今度の南の場合は725戸、さらには2,320人という計画の中で、当然のことながら幼稚園、保育所、託児所、診療所、警察派出所、あるいは集会所、管理事務所、それから公衆電話、そういった街区公園も当然ありますけれども、そのような施設が標準的に必要だろうということになっているようでございます。

しかしながら、今、大和町の第4次総合計画の中で、町長からも答弁あったところでありますけれども、必要な主要な土地利用の位置づけを踏まえた跡地と利用のあり方等々で、先ほどお話ありました農協跡地、現役場用地、新庁舎北側の用地と、そういった具体の場所についての検討がなされていたようでありまして、その提言の中には、新庁舎北側の用地については、新市街地の定住促進に資する土地利用の誘導とい

う視点から、保育所、幼稚園としての活用案が考えられ、中心市街地を受ける将来像を牽引する土地利用の展開を検討委員会の中で意見としての提言がされておるといこともございます。それらを勘案した中で、その残った土地に保育所をそこに持っていくのかどうかというのは、当然のことながら今後のその第4次総合計画の中で、具体的な実施事業あるいは作業の中で当然検討されるべきだろうというふうな委員会としての判断をしたところでございます。

こういったダブったような用途の考え方もありますので、まずもって0.7ヘクタールをきちっとどういう形で使うかと、それを慎重に計画を検討しながら、その部分についてはまだどういった方向になるかわかりませんが、まずもってそれは使い道としてきちっと明示しながら事業期間内で取得すると。例えば、そこが保育所でなくなった場合、じゃあどこにかまた保育所が必要であれば、それはそれとして当然協議をしなきゃならないだろうし、また、組合にとっては公共公益施設用地といいますが、現実には保留地なわけでございますので、やはりその保留地の販売については、組合としてもやっぱり自助努力した販売計画、あるいはその使い道等についても検討すべきだろうというようなことでございます。

議長 (大須賀 啓君)

よろしいですか。(「以上です」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は一部採択であります。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり一部採択に決定しました。15番中山和広君の入場を求めます。

日程第22 「委員の派遣について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第22、委員の派遣についてを議題とします。

会議規則第122条第1項の規定によりお手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第23 「所管事務調査の申し出について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第23、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回大和町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時57分 閉 会